

平成 30 年分 税申告

今年も、町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告受付を行います。まずは、申告の種類や会場を申告フローチャートでご確認ください。

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 198・199

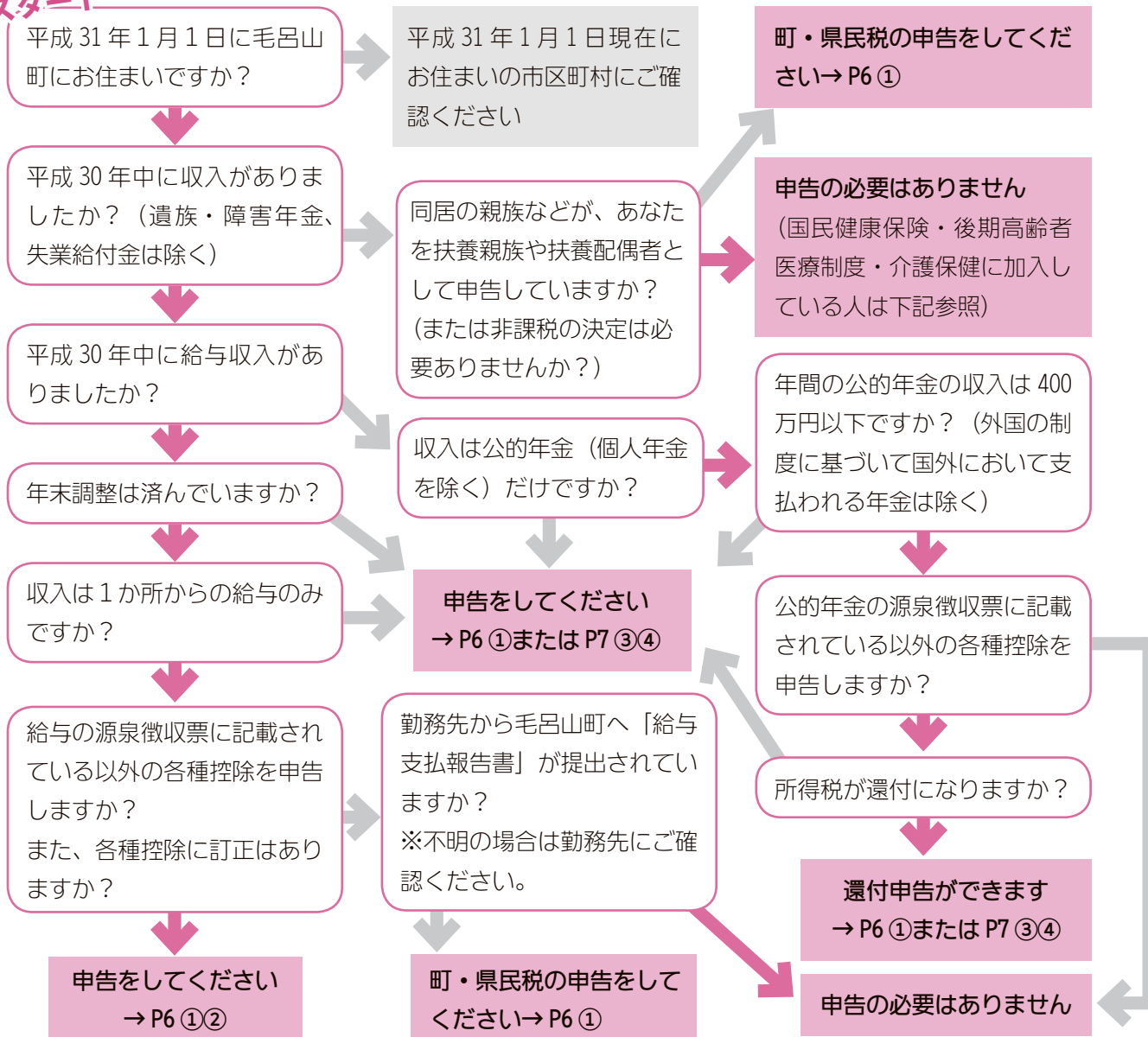
所得税など／川越税務署 ☎ 049 (235) 9411

(※自動音声で案内します。)

申告フローチャート

➡ はい ➡ いいえ

スタート



国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している人は申告をしてください

申告された収入をもとに保険税(料)や高額療養費などを算定しますので、**世帯全員の申告が必要**です。
 ※平成 31 年 1 月 1 日現在 16 歳未満で収入がない人を除く。
 なお、これらの納付額は全額社会保険料控除の対象となります。役場担当窓口では、無料で納付(額)の確認書を発行しています。

確認書の発行・問合せ 国民健康保険…納付額について：税務課納税係 ☎ ㊟ 194・195

申告について：町民税課税係 ☎ ㊟ 198・199

後期高齢者医療保険料・介護保険料…高齢者支援課医療保険料係 ☎ ㊟ 176

申告に必要な持ち物

共通の持ち物

- 番号確認書類と本人確認書類(下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」を参照)
- 印鑑(認印)
- 申告書
(役場から町・県民税申告書が届いた人や事前に申告書をお持ちの人)
- 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの
(還付申告をする人)

収入に関する書類

- 源泉徴収票や支払調書など(※複数ある人はすべて必要です)
(給与や年金などの収入のある人)
- 収支内訳書(事前に作成してください)
(営業・農業・不動産所得のある人)

申告書には、マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、町・県民税申告書や所得税および復興特別所得税の確定申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出の際、申告者の本人確認書類(注)の提示、または添付が必要です。

(注) 本人確認書類の例

- マイナンバーカードを持っている人
マイナンバーカードのみ



- マイナンバーカードを持っていない人
◇番号確認書類

通知カード、住民票の写し、または住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ

- ◇身元確認書類

運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなどのうち、いずれか1つ

控除に関する書類

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払金額のわかるもの
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳
(障害者控除を受ける人)
- 寄附金受領証明書
(寄附金控除を受ける人)
- 医療費控除の明細書(事前に支払金額などの計算が必要です)、または医療保険者から交付された医療費通知書、医療費の領収書、補てん金のわかるもの
(医療費控除を受ける人)

※医療費控除の特例『セルフメディケーション税制』については下記のとおりです。

※特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収税額がある特定口座)に係る所得などについて、所得税と住民税で異なる課税方式を選択される人はお問合せください。

※住宅借入金等特別控除などを受けられる人は事前にお問合せください。

医療費控除の特例『セルフメディケーション税制』

健康増進や疾病予防に一定の取組を行う個人を対象に、昨年中に購入したスイッチOTC医薬品の購入費用から12,000円を差し引いた残り分を、その年分の総所得金額等から控除します。

対象者 健康の維持増進や疾病予防に一定の取組を行っている人(予防接種、健康診断、人間ドックなどを受けている人。なお、これらにかかった費用は治療ではないので医療費控除の対象ではありません。)

控除額 スイッチOTC医薬品の購入費用-12,000円(※控除額の上限は88,000円です)

持ち物 ①予防接種の領収書や健康診断、人間ドックなどの結果通知表、証明依頼書で申告する人のもの
②セルフメディケーション税制の明細書(事前に支払金額などの計算が必要)、またはスイッチOTC医薬品の領収書

スイッチOTC医薬品とは?…要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。対象製品の多くは共通識別マークが入っており、また、領収書には制度の対象となることわかる目印(例:『★』)とその印の説明が印字されています。

※申告者一人につき、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか適用できません。

セルフメディケーション
税 控除対象

町では受付できない申告があります。下記に該当する人は④川越税務署で申告してください

①土地・家屋・株式・先物取引・ゴルフ会員権などの譲渡所得がある ②青色申告 ③平成29年分以前の申告 ④山林所得がある人 ⑤国外に居住する人を扶養している ⑥給与所得の特定支出控除を申告する ⑦住宅ローンの借換えをした ⑧住宅ローンを利用しない場合の控除(住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除)を申告する

①町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告

受付は2月18日(月)から3月15日(金)まで/行政区ごと

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 **相談時間** 午前9時～11時および午後1時～4時
申告期限間近になると大変混み合います。なるべく指定日に申告するよう、ご協力ください。
なお、午前中に来庁しても混雑により受付が午後になる場合があります。あらかじめご了承ください。

日にち	受付時間・地区(行政区ごと)	
	午前9時～11時	午後1時～4時
2月18日(月)	上町・中町・丸木記念福祉メディカルセンターケアハウス	下町・金塚・埼玉医大・ジョイム毛呂山
2月19日(火)	東雲・小田谷・西裏団地	平山・平山ニュータウン
2月20日(水)	前久保	岡本団地・いわい団地、ゆずの木台
2月21日(木)	沢田	大師二区・シャルマンコーポ毛呂山自治会
2月22日(金)	大師一区	長瀬一区・総庭団地
2月23日(土)	指定日に来られない人(午前・午後とも)	
2月25日(月)	長瀬二区・双葉団地	長瀬三区・第六団地、第九団地
2月26日(火)	滝ノ入・杉ノ入団地	阿諏訪
2月27日(水)	大谷木・宿谷・権現堂	葛貫・日生団地
2月28日(木)	第一団地1～3区・第四団地	第一団地4A～5区・第七団地・第十三団地
3月1日(金)	第二団地1～3区	第二団地4～6区・第五団地・西原団地
3月2日(土)	指定日に来られない人(午前・午後とも)	
3月4日(月)	第三団地	毛呂山台
3月5日(火)	角木団地	学園台・日化団地・旭台団地(北・南)
3月6日(水)	川角・玉林寺	むさし野自治会、谷端団地
3月7日(木)	西大久保	旭台・旭台(大)・大類、苦林
3月8日(金)	下川原	西戸・東原団地
3月11日(月)	市場・新南台自治会	箕和田・目白台自治会
3月12日(火)	指定日に来られない人(午前・午後とも)	
3月13日(水)		
3月14日(木)		
3月15日(金)		

※3月2日(土)の土曜開庁の日は、税務課窓口(1階)での申告受付は行いません。
2階201会議室での申告受付のみとなりますので、ご注意ください。

②給与所得者の還付申告 受付は2月4日(月)

年末調整の済んでいる給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除などの受付を行います。

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 **相談時間** 午前9時～11時および午後1時～4時

③収入が公的年金のみの人の申告

受付は2月5日(火)から8日(金)まで/大字・地名ごと

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 相談時間 午前9時～11時および午後1時～4時

日にち	受付時間・地区(大字・地名ごと)	
	午前9時～11時	午後1時～4時
2月5日(火)	岩井・下川原・平山・岩井東	小田谷・苦林・中央
2月6日(水)	大谷木・前久保・南台	西戸・葛貫・毛呂本郷
2月7日(木)	旭台・市場・若山	前久保南
2月8日(金)	川角・長瀬・岩井西	阿諏訪・大類・権現堂・宿谷・滝ノ入・西大久保・箕和田・目白台

※2月2日(土)の土曜開庁の日は申告受付は行いません。

▼年金所得者の確定申告不要制度

次の①②いずれにも該当する人は、所得税などの確定申告は必要ありません。

- ① 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下
- ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。また確定申告書を提出する必要がない場合でも、公的年金などの源泉徴収票に記載のない控除(扶養・生命保険料・医療費などの各種控除)を受ける場合には、町・県民税の申告が必要です。

④川越税務署での申告(今回の申告から相談時間が、午後4時までに変更となります。)

受付場所 川越税務署(川越市並木452-2/JR川越線南古谷駅徒歩7分/※川越税務署の駐車場は駐車台数が限られているため大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。)

相談時間 午前9時～午後4時(午前8時30分から受付)(提出は午後5時まで)

税目	申告期間	納付期限	※相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。
所得税および復興特別所得税	2月18日(月)～3月15日(金)	3月15日(金)	
消費税および地方消費税	4月1日(月)まで	4月1日(月)	
贈与税	2月1日(金)～3月15日(金)	3月15日(金)	

▼川越税務署からのお知らせ

【確定申告会場について】 署内の確定申告会場の開設期間は2月18日(月)～3月15日(金)の平日および2月24日(日)・3月3日(日)です。(休日は現金納付・納税証明書発行などの窓口業務は行いません)

【申告書などは自宅で作成し郵送で提出できます】 申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。自宅で作成した申告書を印刷して、添付書類といっしょに郵送で提出することができます。なお、申告書を郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。※郵送で確定申告書を提出する人で、申告書(控)に税務署受付印が必要な場合は、申告書(控)と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【確定申告に関するご質問は電話で】

作成コーナーの操作など/e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570(01)5901

1月15日(火)～3月15日(金) 午前9時～午後8時

月～金曜日(祝日を除く)及び日曜日(2月17日、24日、3月3日、10日)

確定申告に関する質問・相談/川越税務署 ☎ 049(235)9411 (※自動音声でご案内します。)